

Worker's Library

[ワーカーズライブラリー]

文字サイズ A A A

お問い合わせ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [タイムカードにおける判例（4）](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

タイムカードにおける判例（4）

時間外労働を行ったことは認められるが、その時間が走かではない場合、割合認定といった実に曖昧な支払いを裁判で命じられることがある。
そうした判例を見てみよう。

時間外労働時間が明確でない場合の割合認定

ネットブレーン事件・東京地判 平18.12.8

コンピューターを用いたシステムにより、出退勤管理をしていた会社における事件

「出勤時刻から退勤時刻までの間のすべてを労働時間と認めてよいかについては疑問が残る。本来、時間外勤務については、当該時間ごとにどのような勤務をしたかについて原告が個別に主張立証すべきものであるところ、本件ではなく、他方、出退勤時刻については明確となっており、基本的に労働していると認められることからすれば、少なくともその8割については実労働時間と見るべきである」

オフィステン事件・大阪地判 平19.11.29

出退勤表の記載事項につき、その信憑性が問われた事案

「労働者の出退勤表の記載は、その作成経緯から考えても、他の証拠との関係から見ても、その記載をそのまま採用することはできない。全体として、出退勤表の記載から求められる時間外労働のうち、約3分の2程度の時間外労働を認めるのが相当である。」

フォーシーズンズプレス事件・東京地判 平20.5.27

原告が労働時間立証のために提出した、手帳、仕事リスト表、パソコンのデータ更新記録などをめぐる事案

「時間外労働の裏づけに十分なものもあるが、信用性の低いものも多数あるので、原告請求の時間外手当の6割を容認するのが相当である。」

◎ キーワード検索はこちら

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.